

那覇市公告第 243 号

平成 24 年 11 月 22 日

幼稚園等施設遮熱・紫外線対策業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 幼稚園等施設遮熱・紫外線対策業務委託
- (2) 委託内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日（日）まで

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 過去 2 年以内に同種の受託実績があること。
- (3) 厚生労働大臣又は日本ウィンドウフィルム工業会が認定する「ガラス用フィルム施工（建築フィルム作業）」の 1 級又は 2 級の資格取得技能者を 1 人以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、幼稚園等施設遮熱・紫外線対策業務委託に係る制限付一般競争入札実施要領の別表で定める入札に参加させない期間が経過していること。
- (6) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (7) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (8) 市町村税及び消費税を滞納してないこと。
- (9) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者

であること。(公告日3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)

- (10) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
- ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 仕様書の提供・入札参加資格審査申請について

- (1) 提供・申請期間：平成24年11月22日(木)～12月6日(木)
- (2) 提供方法：那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供
- (3) 申請受付場所：那覇市役所こどもみらい部こども政策課(仮庁舎C棟1階)
- (4) 提出方法：直接持参により提出(郵送による提出は不可)
- (5) 提出書類

○平成24年11月1日現在、那覇市都市計画部契約検査課へ業者登録済みの業者

- ・入札参加資格審査申請書
- ・営業年数・受託実績
- ・誓約書
- ・厚生労働大臣又は日本ウィンドウフィルム工業会が認定する「ガラス用フィルム施工(建築フィルム作業)」の1級又は2級の技能検定合格書の写し。

○上記以外の業者

- ・入札参加資格審査申請書
- ・営業年数・受託実績
- ・誓約書
- ・委任状(委任先がある法人のみ)
- ・使用印鑑届
- ・定款又は寄附行為(法人のみ)
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書：法人のみ)

- ・印鑑証明書
- ・身分証明書（個人のみ）
- ・登記事項証明書（登記されていないことの証明：個人のみ）
- ・市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- ・消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- ・財務諸表
- ・厚生労働大臣又は日本ウィンドウフィルム工業会が認定する「ガラス用フィルム施工（建築フィルム作業）」の1級又は2級の技能検定合格書の写し

(6) 認定通知について

平成24年12月10日（月）までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知する。認定を受けた者に限り入札に参加可。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時：平成24年12月12日（水）10時00分
 - (2) 場所：那覇市役所仮庁舎A棟2階 税制課会議室
- *入札説明会に参加しない者は入札に参加できない。

5 入札執行日時及び場所

- (1) 日時：平成24年12月19日（水）10時00分
 - (2) 場所：那覇市役所仮庁舎A棟2階 税制課会議室
- *開札は、入札終了後即実施する。
*郵送による入札は不可。

6 入札保証金について

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めることとする。ただし、那覇市契約規則第12条第1項各号に該当するときは、その全額を免除する。

(注) 見積もる契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の100分の5に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）のことである。

(2) 入札保証金の納付

入札日当日、小切手にて納付すること。

(3) 提出書類

入札保証金納付書・・・入札説明会当日に配布する。

問合わせ先

那覇市役所 こどもみらい部 こども政策課 担当：松元・惣慶

電話番号 (098) 861-2110 FAX 番号 (098) 862-9669